

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 啓発・広報(Ⅲ)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): 佐藤総理訪米, 啓発、広報活動 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43484

45/3/27

復
歸
滯
交
院
公
文
—
時
以
會

沖繩の復帰準備に 関する日米書簡 交換について	序言	三月三日外務省に おき、愛知外務大臣と マイヤル駐日米 大使との間に、 沖繩の復帰 準備に關する書簡 の交換が行な われた。	交換公文の全文は、 本稿末尾に掲載 することとし、 以下二の書簡を 交換するに至 り、 概略を述べ、 今後の復帰 準備に關する 書簡の概略を 述べ、 今後の復帰 準備に關する 書簡の概略を 述べ、
-------------------------------	----	---	--

沖繩の復帰準備に 関する日米書簡 交換について	一 書簡交換の経緯	(一) 沖繩返還の決定 と沖繩の本土へ の復帰準備	昨年十一月、 ワシントンに おき、佐藤総 理大臣とニク ソン大統領と の会談の結果、 一 九七二年中、 核抜きと 本土並みと いう沖繩の 施政権返還の 基本的な大綱 について日米 間の
-------------------------------	-----------	---------------------------------	--

右に述べた日米首脳間の合意に基づき、	第十項)にも明記されしている。	二〇二七は、昨年十一月九日米共同声明へ	一致を成す。	委員会の設置する二七は、つき原則的意見の	に、予り協議および調整のため、沖縄に準備	の移転の準備に關する諸措置に、つりつて現地	全般的責任を負うべきこと、ならびに施政権	ある日米協議委員会がこの準備作業に對する	ニ、七に意見の一致を成すことと、(四)東京に
--------------------	-----------------	---------------------	--------	----------------------	----------------------	-----------------------	----------------------	----------------------	------------------------

措置に、つき緊急の協議を行ない、協力すべき	政府に移転されるようになり、必要は諸	国政府が、沖縄に對する施政権が同様に日本	備に、伸たう諸問題の複雑性を認め、(四)日米両	ソソ会谈に、おりの七、両首脳は沖縄の復帰準備	以上のより、不見地から、前述の佐藤、二ノ	(二) 復帰準備実施体制づくりと書簡交換	善の道にもある中、えん、がある。	復帰準備に對する考え方を浸透せしめ、つて最	が米國政府の今後、沖縄実施に、おのり、復
-----------------------	--------------------	----------------------	-------------------------	------------------------	----------------------	----------------------	------------------	-----------------------	----------------------

い	間	記	同	一	前	の	会
る	に	一	声	一	文	の	の
。	に	(明	一	の	機	機
	以)	と	の	の	能	能
	下	い	を	文	の	格	格
	の	い	は	に	大	大	大
	了	い	は	に	な	な	な
	解	い	は	に	い	い	い
	と	い	は	に	に	に	に
	確	い	は	に	準	準	準
	認	い	は	に	備	備	備
	す	い	は	に	考	考	考
	旨	い	は	に	員	員	員
	述	い	は	に	会	会	会
	(い	は	に	の	の	の
	二	い	は	に	設	設	設
		い	は	に	置	置	置
		い	は	に	不	不	不
		い	は	に	よ	よ	よ

二	本	の	の	の	の	の	の
、	件	の	の	の	の	の	の
	交	機	機	機	機	機	機
	換	能	能	能	能	能	能
	公	格	格	格	格	格	格
	文	大	大	大	大	大	大
	文	な	な	な	な	な	な
	の	い	い	い	い	い	い
	概	に	に	に	に	に	に
	要	準	準	準	準	準	準
		備	備	備	備	備	備
		考	考	考	考	考	考
		員	員	員	員	員	員
		会	会	会	会	会	会
		の	の	の	の	の	の
		設	設	設	設	設	設
		置	置	置	置	置	置
		不	不	不	不	不	不
		よ	よ	よ	よ	よ	よ

処理	の	ため	に	最	も	適	当	な	機	関	と	判	断	さ	れ	た	か
表	と	し	て	構	成	さ	れ	た	り	協	議	委	員	会	が	な	す
1.	対	し	米	國	政	府	の	代	表	と	駐	日	米	國	大	使	を
と	し	て	代	表	と	し	、	米	側	に	つ	き	日	本	政	府	
題	に	つ	き	内	政	的	側	面	と	所	管	す	る	總	務	長	官
2.	日	米	新	衛	と	所	管	す	る	外	務	大	臣	と	沖	繩	内
的	性	格	か	ら	み	て	日	本	側	に	沖	繩	問	題	に	つ	き
政	と	外	交	が	混	在	し	て	一	級	帰	準	備	の	基	本	
3.	と	い	う	事	情	下	に	行	な	う	と	い	う	い	わ	れ	内
新	の	強	い	問	題	を	、	沖	繩	が	米	國	の	施	政	下	に

師	の	た	め	に	準	備	と	い	う	わ	が	國	の	内	政	問	題	的	色	
任	を	負	う	体	制	と	い	う	に	沖	繩	の	本	土	へ	の	後			
復	帰	準	備	に	つ	き	、	協	議	委	員	会	が	全	般	的	な	責		
の	基	本	的	政	策	と	調	整	し	、	か	つ	、	後	帰	準	備	の	た	
め	の	原	則	か	ら	い	て	指	針	を	策	定	す	る	旨	を	明	記	し	
い	る	。																		
次	に	第	一	項	は	、	協	議	委	員	会	が	後	帰	準	備	に			
対	し	て	全	般	的	責	任	を	負	う	と	し	、	こ	の	機	能			
を	概	す	と	い	う	、	後	帰	準	備	に	関	す	る	日	米	兩	國	政	府

2	有る。
3	今回の交換公文を實り
4	わゆる基本的な考ふ方
5	なっている。
6	
7	調整は準備委員会に任
8	ねらわるといふことが
9	なされる。
10	その具体的な実施に
11	ついでに日米間の協議
12	を基本として大綱を
13	たすうな事項を定め、
14	準備委員会に任りて出
15	る。この大綱に關する
16	協議は準備委員会の
17	実施時期に關し難い。
18	よつて、協議
19	の準備は行はうとと
20	し、在りては、到底困難
21	な換討を行はうとと
22	に、在りては、到底困難
23	な換討を行はうとと
24	に、在りては、到底困難
25	な換討を行はうとと
26	に、在りては、到底困難
27	な換討を行はうとと
28	に、在りては、到底困難
29	な換討を行はうとと
30	に、在りては、到底困難
31	な換討を行はうとと
32	に、在りては、到底困難
33	な換討を行はうとと
34	に、在りては、到底困難
35	な換討を行はうとと
36	に、在りては、到底困難
37	な換討を行はうとと
38	に、在りては、到底困難
39	な換討を行はうとと
40	に、在りては、到底困難
41	な換討を行はうとと
42	に、在りては、到底困難
43	な換討を行はうとと
44	に、在りては、到底困難
45	な換討を行はうとと
46	に、在りては、到底困難
47	な換討を行はうとと
48	に、在りては、到底困難
49	な換討を行はうとと
50	に、在りては、到底困難
51	な換討を行はうとと
52	に、在りては、到底困難
53	な換討を行はうとと
54	に、在りては、到底困難
55	な換討を行はうとと
56	に、在りては、到底困難
57	な換討を行はうとと
58	に、在りては、到底困難
59	な換討を行はうとと
60	に、在りては、到底困難
61	な換討を行はうとと
62	に、在りては、到底困難
63	な換討を行はうとと
64	に、在りては、到底困難
65	な換討を行はうとと
66	に、在りては、到底困難
67	な換討を行はうとと
68	に、在りては、到底困難
69	な換討を行はうとと
70	に、在りては、到底困難
71	な換討を行はうとと
72	に、在りては、到底困難
73	な換討を行はうとと
74	に、在りては、到底困難
75	な換討を行はうとと
76	に、在りては、到底困難
77	な換討を行はうとと
78	に、在りては、到底困難
79	な換討を行はうとと
80	に、在りては、到底困難
81	な換討を行はうとと
82	に、在りては、到底困難
83	な換討を行はうとと
84	に、在りては、到底困難
85	な換討を行はうとと
86	に、在りては、到底困難
87	な換討を行はうとと
88	に、在りては、到底困難
89	な換討を行はうとと
90	に、在りては、到底困難
91	な換討を行はうとと
92	に、在りては、到底困難
93	な換討を行はうとと
94	に、在りては、到底困難
95	な換討を行はうとと
96	に、在りては、到底困難
97	な換討を行はうとと
98	に、在りては、到底困難
99	な換討を行はうとと
100	に、在りては、到底困難

1	備に被録多岐にわたり、
2	一かも迅速にこれを
3	に在りては、緊急問題とし
4	て、復帰準備に關し、
5	復帰準備に關し、
6	復帰準備に關し、
7	復帰準備に關し、
8	復帰準備に關し、
9	復帰準備に關し、
10	復帰準備に關し、
11	復帰準備に關し、
12	復帰準備に關し、
13	復帰準備に關し、
14	復帰準備に關し、
15	復帰準備に關し、
16	復帰準備に關し、
17	復帰準備に關し、
18	復帰準備に關し、
19	復帰準備に關し、
20	復帰準備に關し、
21	復帰準備に關し、
22	復帰準備に關し、
23	復帰準備に關し、
24	復帰準備に關し、
25	復帰準備に關し、
26	復帰準備に關し、
27	復帰準備に關し、
28	復帰準備に關し、
29	復帰準備に關し、
30	復帰準備に關し、
31	復帰準備に關し、
32	復帰準備に關し、
33	復帰準備に關し、
34	復帰準備に關し、
35	復帰準備に關し、
36	復帰準備に關し、
37	復帰準備に關し、
38	復帰準備に關し、
39	復帰準備に關し、
40	復帰準備に關し、
41	復帰準備に關し、
42	復帰準備に關し、
43	復帰準備に關し、
44	復帰準備に關し、
45	復帰準備に關し、
46	復帰準備に關し、
47	復帰準備に關し、
48	復帰準備に關し、
49	復帰準備に關し、
50	復帰準備に關し、
51	復帰準備に關し、
52	復帰準備に關し、
53	復帰準備に關し、
54	復帰準備に關し、
55	復帰準備に關し、
56	復帰準備に關し、
57	復帰準備に關し、
58	復帰準備に關し、
59	復帰準備に關し、
60	復帰準備に關し、
61	復帰準備に關し、
62	復帰準備に關し、
63	復帰準備に關し、
64	復帰準備に關し、
65	復帰準備に關し、
66	復帰準備に關し、
67	復帰準備に關し、
68	復帰準備に關し、
69	復帰準備に關し、
70	復帰準備に關し、
71	復帰準備に關し、
72	復帰準備に關し、
73	復帰準備に關し、
74	復帰準備に關し、
75	復帰準備に關し、
76	復帰準備に關し、
77	復帰準備に關し、
78	復帰準備に關し、
79	復帰準備に關し、
80	復帰準備に關し、
81	復帰準備に關し、
82	復帰準備に關し、
83	復帰準備に關し、
84	復帰準備に關し、
85	復帰準備に關し、
86	復帰準備に關し、
87	復帰準備に關し、
88	復帰準備に關し、
89	復帰準備に關し、
90	復帰準備に關し、
91	復帰準備に關し、
92	復帰準備に關し、
93	復帰準備に關し、
94	復帰準備に關し、
95	復帰準備に關し、
96	復帰準備に關し、
97	復帰準備に關し、
98	復帰準備に關し、
99	復帰準備に關し、
100	復帰準備に關し、

No. 18

閣議委員会休	日米両政府	所が合意する	い子。	(2) 第四項(諮問委員会の廃止)	第四項(諮問委員会の廃止)	閣議委員会休	日米両政府	所が合意する
閣議委員会休	日米両政府	所が合意する	い子。	(2) 第四項(諮問委員会の廃止)	第四項(諮問委員会の廃止)	閣議委員会休	日米両政府	所が合意する

時の法令

No. 17

閣議委員会休	日米両政府	所が合意する	い子。	(2) 第四項(諮問委員会の廃止)	第四項(諮問委員会の廃止)	閣議委員会休	日米両政府	所が合意する
閣議委員会休	日米両政府	所が合意する	い子。	(2) 第四項(諮問委員会の廃止)	第四項(諮問委員会の廃止)	閣議委員会休	日米両政府	所が合意する

時の法令

三	今後の	復興準備の	進め方
一	戦後四年	一世紀に	わたる
二	社会等	あらゆる	分野に
三	下は	量加小	の
四	中	復興	の
五	復興	準備	の
六	復興	準備	の
七	復興	準備	の
八	復興	準備	の
九	復興	準備	の
十	復興	準備	の
十一	復興	準備	の
十二	復興	準備	の
十三	復興	準備	の
十四	復興	準備	の
十五	復興	準備	の
十六	復興	準備	の
十七	復興	準備	の
十八	復興	準備	の
十九	復興	準備	の
二十	復興	準備	の

左記を以てして、
 一、
 二、
 三、
 四、
 五、
 六、
 七、
 八、
 九、
 十、
 十一、
 十二、
 十三、
 十四、
 十五、
 十六、
 十七、
 十八、
 十九、
 二十、

一	今	復興	準備	の	進	め	方
二	戦	後	四	年	一	世	紀
三	社	会	等	あ	ら	ゆ	る
四	下	は	量	加	小	の	進
五	中	は	復	興	の	進	め
六	復	興	の	進	め	方	を
七	復	興	の	進	め	方	を
八	復	興	の	進	め	方	を
九	復	興	の	進	め	方	を
十	復	興	の	進	め	方	を
十一	復	興	の	進	め	方	を
十二	復	興	の	進	め	方	を
十三	復	興	の	進	め	方	を
十四	復	興	の	進	め	方	を
十五	復	興	の	進	め	方	を
十六	復	興	の	進	め	方	を
十七	復	興	の	進	め	方	を
十八	復	興	の	進	め	方	を
十九	復	興	の	進	め	方	を
二十	復	興	の	進	め	方	を

針を策定し、	その下に從つて準備委員合を活用
しつゝ、	具體的の復帰準備施策を進行せ
ることゝなる。	
復帰準備は、	交換公文に明記せられたりして
あり、	返還時の設置せられたるべき沖繩縣の強固
な基礎をくわたりて行はうとあるが、	必要の諸措
置、	地位協定の沖繩に付する適用を容易にす
るため必要とあるべき現地に不十分の準備作業	
を開始し、	沖繩を本土の管轄とすべく在る間に地
域に置くための諸般の準備措置ととも、	特

復帰対策者	府知事官會議を設置し、	沖繩の
復帰準備を	進めたるため、	政府部内
の検討を	進めんとす。	
し、	前記の三月三日付交換	
公文により、	復帰準備の進め方の日米向の協議	
および協力	の体制を整へたることもあり、	
近く沖繩復帰対策關係協議会を	開設し、	復興準備
を具體的の進め方	の基本的な考へ	
方を決定し、	その上、	日米協議委員合を
つくり、	復帰準備の進め方の原則と措	

No. 24

かかる復帰準備を進めざるにあり、
 土政府と12の日本政府が主体的役割を果
 したる一歩はいふべきにあらざるにあり、
 前述の復帰準備のため、提携も十分な活用し
 沖繩住民の民意は十分に考慮を払いつつ、
 住民を命令し、かつ完全体の利益に即した形での
 復帰準備を進め、もつて豊かな沖繩島の基礎
 をつくるといふ努力を働かすにいたる次第にあり。

No. 23

東の沖繩縣を真に、豊かに沖繩縣とすべから
 り、沖繩の概與南洋の在り、措置并に主在の
 者とするものあり。
 復帰準備を進め、あたり、当面はかならず
 問題と優遇的の取り上げ、ゆくかに、
 二小案での予備的検討の結果を基礎に、沖
 繩現地の要望も考慮し、ついで決定して行くこと
 とするが、いふか、沖繩住民の福祉、
 利益の一層の伸張を旨とし、量も等々計
 画の下に、復帰政策を踏むにゆくこととする。

262-6094
(1972-4-13)

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

条約課長

全体として佐藤、クソン、共同声明、
交換公文の事実的な解決があり
条約として特に問題とすべき点
は存在しない。連備委員の行政主体の
顧問としてしか参加し得ないこと
の2の解説(p.16~18)は少くも
かきしうの2の裏は漸進的に
AIC

4月未25日

「この同意」とは「その下」に「程度」
が添付されている。
理由1. 復讐降伏条約は後出の
故に、各締結国間のものではない。
「同意」を要するものは決意が
手紙(この「中」に於いて)の意味は
2. 他「同意」の語は、その限り
の合意と違ふところはない。議論
も限らず、通ずるべきである

中島

外務省

(昭和47年4月13日)

六日付の件を
参考にする

この場合海軍部は送付したと認められる。

のりから作業は、作中裁と認められる。

この内閣制約より後程ある、在件案稿訂正

時9法令(四月十三日)に協裁の案稿
「沖波の復讐降伏」に関する日米事務交換
の件

田中三三
米北一

外務省